

広島市告示第 388 号
令和 7 年 7 月 24 日

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 13 条の規定に基づき、次に掲げる指定養育医療機関から指定辞退の申出があったので、広島市母子保健法施行細則（昭和 41 年広島市規則第 39 号）第 9 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	広島市中区本川町一丁目 4 番 3 号	令和 7 年 7 月 1 日